

指図式保険証券の有価証券性

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 明治大学法律研究所 公開日: 2013-05-21 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 坂口, 光男 メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/10291/14131

【論 説】

指図式保険証券の有価証券性

坂 口 光 男

目 次

- 一 はじめに
- 二 有価証券性否定説
 - (一) 従来の説
 - (二) 近時の学説
- 三 有価証券性肯定説
- 四 むすび

一 はじめに

121

本稿は、保険法の基礎法理をも視野に入れつつ、指図式保険証券の有価証券性をめぐる議論について吟味・検討を加え、その議論における問題点をうきばりにし、今後この問題を検討する際の若干の視点を示すことを試みるものである。

ところで、保険証券の有価証券をめぐる見解の対立は、ある意味において、きわめて深く複雑な様相を呈しているということが出来る。その理由は、第一に、保険証券の有価証券性承認の経済的必要性の有無という、実態把握についての認識の相違があげられる。かつて、保険金請求権が取引の対象として多数人間を流通すべき運命を有していないとして、保険証券の有価証券性を肯定する必要はないという見解が主張されたことがある。権利の証券化による権利の流通促進の必要性が有価証券性肯定の基準と考えるならば、その必要性がない場合には有価証券性が否定されることになるのは自然なことである。そして、必要性という観点からするならば、すべての種類の保険証券について一律に有価証券性を否定すべきか否かということである。第二に、保険証券の有価証券性をめぐる議論は、保険法理と有価証券法理が密接に交錯する領域の議論であるということがあげられる。いうまでもなく、保険証券は、保険法理にもとづく種々の特有の影響ないし制約を強く受ける。そのため、保険金請求権の有価証券化の可能性、有価証券に認められる善意の証券取得者の保護、被保険利益と分離した保険金請求権のみの単独譲渡の可否等の問題が生ずる。第三に、ある証券の有価証券性が肯定されるならば、有価証券に認められる諸々の機能がその証券についても認められることになる。そこで、有価証券に認められる諸々の機能のうちのどの機能に着眼するかによって、保険証券の有価証券性の判断にも相違が生ずる。第四に、保険証券の有価証券性を否定する理由につき、従来の通説は、いずれかといえば、保険証券ないし保険金請求権の特質に着眼していたのに対し、近時の学説は、商法六五〇条の解釈における對抗要件具備不要説を前提とし、對抗のために保険証券の裏書は必要でないということに着眼している。このように、否定の理由につき質的な変化が見られ、このため議論が一層複雑化している。

保険証券の有価証券性をめぐる議論は、単にこの問題自体をめぐる議論にとどまらず、保険法の基礎法理に関して再検討の必要を迫まる契機をも含んでいる。本稿では、そのことをも視野に入れながら、保険証券の有価証券性をめ

ぐる議論について吟味・検討を加え、今後この問題を検討する際の若干の視点を示すことを試みるものである。

二 有価証券性否定説

(一) 従来の説

一 わが国の従来の説及び判例は、保険証券を区別することなく、すべての保険証券について一律に有価証券性を否定し、たとい指図式または無記名式の保険証券であつても有価証券性を有しないと解していた。⁽¹⁾これは、ドイツの通説的見解をほぼそのまま承継したものであるといふことができる。

すなわち、例えば、V. Ehrenbergは、保険証券は、流通を目的とした証券 (Cirkulationspapiere) ではなく、とくに貨幣代替物 (Geldsurrogate) すなわち支払用具 (Zahlungsmittel) としての機能を果す能力を全く欠いているとする。その理由として、保険証券が表章している権利は一般的に不確定であり、その権利の額は不確定であること、その権利の存在は一定の事情の発生または不発生に依存していること、保険契約にもとづく保険者の義務も無因的な金額約束でないこと、すなわち、法律行為にもとづく多くの抗弁及び以前の被保険者の人的事情にもとづく多くの抗弁に対して、保険者は後の被保険者に対しても保護されなければならないと述べている。⁽²⁾また、O. Hagenも、Ehrenbergの右の見解をほぼそのまま援用したうえで、保険金請求権はただ保険契約にもとづいて判断されること、保険証券は、保険金請求権の担い手 (Träger) ではなく、単に保険金請求権の付属物 (Zubehör) にすぎないこと、すなわち、「証券は債権に随伴するのであって、有価証券のように債権が証券に随伴するのではない」と述べている。⁽³⁾

二 そこで、以下において、右で述べた見解について吟味・検討を加える。

(1) まず、権利と証券の結合という、有価証券法理の観点から保険証券の有価証券性を否定する見解がある。すなわち、保険証券には権利が表章されていないこと、したがって、保険金請求権の移転・行使に保険証券を要しないこと⁽⁴⁾あるいは、保険契約上の権利の発生・行使・処分・証明等には保険証券は必要でないこと、運送保険、海上保険においても、保険の目的物が運送証券の引渡によって移転するので保険契約上の権利もこれに随伴して移転するにすぎないとされている。⁽⁵⁾

これらの見解によると、保険金請求権の移転には保険証券の裏書は必要でないとされているので、保険証券の所持だけでは保険金請求権者であることの証明とはならず、むしろ、運送証券の所持が保険金請求権者であることの第一次的証明となり、保険証券の所持が第二次的に保険金請求権者であることの証拠となると解すべきことになる。⁽⁶⁾ また、保険証券に保険金請求権が表章されていないとされることの当然の結果として、保険金請求権が保険証券に従うのではなく、保険証券が保険金請求権に従うということになる。その結果、譲渡または質入れの対象となるのは、保険証券自体ではなく、保険金請求権のみであるということになる。⁽⁷⁾ さらに、いうまでもなく、保険金請求権の譲渡に保険証券の裏書は必要でないばかりか、裏書によって保険金請求権は移転しないと解すべきことになる。⁽⁸⁾

ある証券に権利が表章されてその証券が有価証券となるか否かは、証券作成者の意思、権利の証券化による権利流通促進の必要性の有無等という実質的な基準に求められるが、右の見解においては、この点について何ら触れられていない。そのため、右の見解においては、保険証券に権利は表章されていないと述べていることの理由は明らかではない。

(2) 保険証券は不要因証券でないこと、保険証券においては抗弁の制限が生じないということを理由として、保険証券の有価証券性は認められないとされる。すなわち、保険証券は債務者が証券の文言に従った証券的債務を設定す

るものではないこと、保険金請求権は保険証券外の諸事情に依存するので単独で流通するのに適しないとされる。⁽⁹⁾ あるいは、保険証券の有価証券を認めて裏書によって譲渡することができるとすると、抗弁の制限という、保険者にとつて重大な結果が生ずることから、保険証券は、その性質上、裏書による譲渡可能性と調和しえないと述べられている。⁽¹⁰⁾ そこで、以下において、右の見解について吟味・検討を加えることとする。

第一に、右の見解によると、有価証券は要因証券であるべきこと、したがって、要因証券は有価証券から排除されることになる。⁽¹¹⁾ しかし、ある証券が有価証券であるか否かをその証券の不要因性の有無に求めることは、決定的な誤りをおかすことになる。むしろ、その証券が債権の流通に貢献すべき性質を有するか否か、債権の流通性を確保する性質を有するか否かによって判断される。⁽¹²⁾

しかし、第二に、右の見解も述べているように、保険金請求権が保険証券外の諸事情にかからしめられている以上、保険証券の効力は不安定であり、その流通性が低下し、あるいは害されることになる。⁽¹³⁾ その理由から、保険証券に有価証券性を認めることは困難であるということはいいである。⁽¹⁴⁾ とくに、有価証券の本質を「流通証券」と把握する立場から、有価証券に本質的な流通保護のための要請である抗弁の制限等が認められない証券（記名証券）の有価証券性を疑問視する見解⁽¹⁵⁾に従うならば、抗弁の制限が生じない保険証券を有価証券と認めることに対しては消極的になるものと思われる。⁽¹⁶⁾ しかし、抗弁の制限が生ずるか否かということ、ある証券が有価証券であるか否かということは直接には関連性はない。⁽¹⁷⁾ また、抗弁の制限が生じないことによる権利の流通性の低下ということは、何も保険証券にのみ特有なことではなく、要因証券の特質に由来するにすぎない。⁽¹⁸⁾ また、保険金請求権は、保険証券外の諸事情にかからしめられているとしても、そのために有価証券化することはできないと考えなければならないものではない。⁽¹⁹⁾

第三に、このように、抗弁の制限が生じないとしても有価証券性を肯定することの妨げとはならないが、問題は、保

險者が抗弁を對抗することができるというこの根拠をどのように考えるかということである。この点につき、指図債権の譲受人の保護について定めている民法四七二条の「其証書ノ性質ヨリ当然生スル結果」として、保険者は抗弁を對抗することができる⁽²⁰⁾と解されている。もっとも、民法四七二条の「其証書ノ性質ヨリ当然生スル結果」とは、例えば、証書の呈示がなければ弁済をなさないこと、署名捺印が真正でないこと、裏書の連続を欠いていることというように、証書自体より生ずる結果を意味すると解されている⁽²¹⁾。これに対し、告知義務違反、危険増加、保険料の不払い等を理由とする保険者の抗弁は、保険証券自体より生ずる結果というよりも、むしろ保険証券作成の基礎となつてゐる保険契約より生ずる抗弁と考えるのが妥当ではないかと思われる⁽²²⁾。証券の性質より当然生ずる結果、例えば裏書が不連続であるということは、証券上から明白なので、これを証券の譲受人に對抗できるとしても譲受人に不測の不利益を与えることにはならない。これに対し、例えば告知義務違反等の事實は、保険証券には記載されない⁽²³⁾ので、保険証券上からは明らかでない。このような抗弁は本来は保険証券の譲受人には對抗しえないはずである。しかし、そうすると保険制度の最も基本的で重要な基礎を揺がすことになるので、これを抗弁として對抗することができる⁽²⁴⁾とされているのである。

(3) 損害保険契約は、被保険利益に生じた損害を填補することを目的とする契約なので、被保険利益のないところに保険は存在せず、それゆえ、被保険利益の帰属と分離して保険金請求権のみを単独に譲渡することはできないとされる⁽²³⁾。そこで、保険証券の裏書による保険金請求権の譲渡について、次のような見解が述べられている。

まず、保険金請求権は被保険利益と分離して譲渡することはできないので、その結果として、保険証券を単独に譲渡することはできないこと、保険証券の裏書によつて保険金請求権が当然に移転するのではないこと、保険金請求権を被保険利益と分離して譲渡すると保険金請求権は消滅し保険契約は効力を失うとされている⁽²⁴⁾。また、保険証券は裏

書によって譲渡することができるが、保険証券は保険金請求権を表章しているので必然的に被保険利益の移転を伴わなければならないという制約があるということが述べられている⁽²⁵⁾。さらに、利益なければ保険なしという原則上、保険証券の移転には被保険利益の移転が伴わなければならない。しかし、そのことは、保険事故の発生前には妥当するが、保険事故の発生後には妥当せず、この場合には保険金請求権は保険証券に表章されうるとする見解がある⁽²⁶⁾。損害填補とは、事故により現実には損害を被った者にその損害を填補するということを意味するならば、被保険利益を有しない者には損害は発生しないので、右の見解が述べているように、被保険利益の移転を受けずに保険金請求権のみを譲受けた保険証券の所持人に保険金を支払うという保険証券を認めることは不当であるということになる。

ところで、通説は、被保険利益の移転を伴わない保険金請求権のみの譲渡を肯定している。その理由として、次のように述べている。すなわち、被保険利益の地位に関する相對主義ないし主觀主義の立場から、被保険利益は保険契約が不当な利得の手段に悪用されないための要請にすぎないこと⁽²⁷⁾、保険金請求権のみが単独に譲渡された場合であっても被保険利益は依然として客觀的に存在し、譲渡人はなお被保険者としての地位を有すること⁽²⁸⁾、反対説は、保険金請求権が常に被保険利益の存在を前提としていること、譲受人が保険事故を誘発することの危険があること等と述べているが、これらの理由はいずれも薄弱であること⁽²⁹⁾、保険法の現在の發達段階においては、被保険利益の主体と損害填補請求権はもはや不可分の関係にはないと述べている⁽³⁰⁾。そこで、以下において、右の見解について吟味・検討を加える。

第一に、被保険利益の地位に関する相對主義ないし主觀主義の立場から、被保険利益は保険契約の悪用防止のための政策的要請にすぎないとされるが、そのことと、保険金請求権の単独譲渡可能性とが理論的にどのように結びつくのかということが必ずしも明らかでない。ただし、被保険利益は悪用防止のための要請であるということと、保険金請求権の単独譲渡可能性とは次元を異にしており、前者から後者が導き出されるという性質のものでは必ずしもない

と考えられるからである。そうであるとするならば、あえて被保険利益の地位に関する相對主義ないし主觀主義という観点から述べるまでの必要性は乏しいように思われる。⁽³¹⁾

第二に、保険金請求権のみが単独に譲渡されても被保険利益は依然として客觀的に存在し、譲渡人が被保険者の地位を有するというのは、そのとおりである。しかし、保険金請求権の譲受人は被保険利益を有しないので、譲受人との関係におけるという意味では被保険利益は主觀的には存在しないとわなければならない。そこで、被保険利益の客觀性を肯定する見解は、被保険利益が客觀的に存在する以上、それが何人に帰属するかは問わないとするのである。⁽³²⁾

ここでは、利益なければ保険なしという原則は、被保険利益は客觀的に存在することで足りるという意味なのか、それとも、それ以外に主觀的な帰属をも要するということを意味するのかわ、きわめて根幹に関わる問題が問われている。そして、右の原則は保険の賭博化を防止するためのものであると解するならば、保険の賭博化という危険が生ずるかぎりにおいてのみ被保険利益の存在を要求すれば足りるということになる。そうであるとすると、右の原則は、保険契約の成立及び効力については妥当するが、これに対し、保険契約成立後の保険金請求権の譲渡の場合には妥当しないということになる。⁽³³⁾ 利益なければ保険なしという原則の射程範囲を画そうとするこの見解は、多くの示唆に富んでいるが、なお検討の余地があるように思われる。

第三に、保険金請求権のみの単独譲渡を認めると、保険の目的物について利害関係を有しない者が保険金の支払いを受けることになり、保険金請求権の譲受人による保険事故誘発の危険が生ずるといわれる。⁽³⁴⁾ しかし、そのことはすべての種類の保険について一律に妥当するかということの検討がなされるべきである。いうまでもなく、運送保険においては、保険の目的物である貨物は運送人の直接占有のもとに置かれ保険金請求権の譲受人の占有下にはないので、この者による保険事故の誘発ということは一般的に考えられない。⁽³⁵⁾

(4) 保険金請求権は、その発生の有無及び金額に関して不確定である。すなわち、一定金額の支払いが約束されている生命保険は別として、保険契約においては一定金額の支払いは約束されていない。約束されているのは損害填補のみであるが、その損害は、発生するか否か、どの程度の額において発生するかは不確定である。⁽³⁶⁾そこで、このような権利を証券に表章することが可能であるか、このような不確定な権利を表章した証券は流通に適するか、これを逆に述べるならば、証券化が可能であり流通に適しているか、権利の発生及び額がどの程度において確定していることを要するかということが問題となる。この点につき、このような権利を表章する証券に流通証券としての機能を営ませることは不可能であるとする見解がある。⁽³⁷⁾

ところで、証券に表章されて流通が促進させられるべきものは「債権」である。これに対し、保険事故発生前の権利は不確定な権利であり、一定の行為（給付）を請求しうることを内容とする債権ということができ、保険事故発生前の権利を取得しうるといふ現在の期待状態に対して法が与えている保護が期待権である。期待権は、条件が成就するならば⁽³⁸⁾ 期待権として取得される将来の債権とは同じではない。そうであるとしても、期待権は、実質的には将来の権利へ継承⁽⁴⁰⁾ 発展するものとして⁽³⁹⁾ 財産的価値を有し、債権に近似しているといふことができる。それゆえ、このような権利は証券に表章することは不可能ではない。⁽⁴¹⁾そして、期待権の譲渡の方法及び對抗要件については、債権譲渡に関する民法の一般原則（民法四六七条）によるが、これは保険事故発生前の権利にも妥当する。⁽⁴²⁾しかし、指図式保険証券が発行されている場合には、指図証券に関する法理に従うべきである。⁽⁴³⁾

(二) 近時の学説

一 右で吟味・検討を加えた従来の通説は、いずれかといえれば保険証券ないし保険金請求権の特質に着眼して保険証券の有価証券性を否定する見解であったといえることができる。

これに対し、近時、保険の目的物の譲渡に関する商法六五〇条の解釈において、保険金請求権の譲渡について対抗要件の具備を要しないとする立場に立って、保険証券の有価証券性を疑問視する見解が主張されるにいたっている。すなわち、保険金請求権は保険の目的物の譲渡に随伴して移転し保険証券の裏書によって独立に移転するのではないこと、保険金請求権の譲渡について対抗要件を具備しなくても対抗することができ、対抗のために裏書は必要でないことで保険証券の有価証券性を認める必要性はないこと、それゆえ、保険証券の裏書は、保険金請求権の移転及び対抗のための要件ではなく、単に免責証券の授受の過程を示すために行われるにすぎないと述べられている。⁽⁴⁴⁾ 保険証券の裏書は、保険金請求権の移転及び対抗のための要件ではないとする右の見解に従うならば、指図式保険証券の「発行の意味が問われ」ることになる。⁽⁴⁵⁾

二 そこで、右で述べた見解について吟味・検討を加えることとする。

第一に、商法六五〇条の解釈において、保険金請求権の譲渡についての対抗要件具備不要説に従うと、保険証券を有価証券と認める必要がないのに対し、必要説に従うと、民法四六七条の適用を排除し保険証券の裏書によって対抗ができるようにするために保険証券の有価証券性を認める必要があるとされている。⁽⁴⁶⁾ この観点からするならば、ある証券を有価証券と認める必要があるか否かの判断は、対抗のために裏書が必要であるか否かという点に求められるこ

となる。しかし、對抗のために裏書が必要でないということ、有価証券性否定とがどのように結びつくのかということがある。まず、對抗のために裏書が必要であるか否かということ、保険証券が有価証券か否かということとは別個の問題であり、後者の問題は前者の問題から切り離して判断すべきである。⁽⁴⁷⁾ また、裏書により對抗要件が具備されるといふことは、有価証券における権利譲渡手続の容易化として、有価証券の重要な機能であることはいうまでもない。しかし、それは有価証券の諸々の機能のうちの一つの機能である。要するに、對抗要件の具備を要しないために裏書は必要でないということが、有価証券性の判断にとっていかなる意味を有しているかということの検討がなされるべきである。⁽⁴⁸⁾

第二に、保険の目的物の譲渡とともに保険金請求権も移転するが、この移転は推定にとどまるので、反証によって推定は破られることになる。そこで、保険証券の裏書によって権利が移転すると解されるならば、権利は裏書によって確定的に移転することになる。⁽⁴⁹⁾ そうであるとするならば、保険証券の裏書は、権利の推定的移転を確定的に移転たらしめるという点において、大きな意味を有するといわなければならない。

第三に、右の見解によると、保険証券の裏書によつては保険金請求権は移転せず、また對抗のために裏書は必要でないとされているので、裏書は、単に免責証券の授受の過程を示す意味しか有せず、裏書人と被裏書人との間の権利義務の実体には何ら関係を有しないことになる。⁽⁵⁰⁾ いうまでもなく、裏書は、証券面に債権譲渡の意思表示を記載し、これを譲受人に交付する行為であるので、右の見解も述べているように、「証券の授受の過程」を示すものであることはいうまでもない。しかし、裏書は、単にそれだけにとどまるのではなく、権利の移転という実体的な効力を伴うといふことは否定できないと思われる。⁽⁵¹⁾ 「裏書」という概念は、一定の効果を伴う固有の意味を有しているのであり、これと異なつた意味に解し、またこれよりもその効果を減縮させることについては疑問があるといわざるをえない。

第四に、商法六五〇条の解釈において、保険金請求権の移転について対抗要件を具備することは必要でないが、保険の目的物の譲渡について保険法上の義務として（商法六五七条二項の類推適用）通知義務を認める見解の内部においても、保険証券の有価証券性の判断につき、見解が分かれている。すなわち、商法六五〇条の解釈いかんと無関係に有価証券性を肯定しようとする見解がある⁽⁵³⁾。これに対し、他の見解は次のように主張している。すなわち、保険証券の裏書により保険金請求権が移転するのではないが、通知義務を履行したのと同様の効力は生ずること、しかし、一方では指図式保険証券はこの通知を要しない⁽⁵⁴⁾というところにその意味があること、他方では保険の目的物が運送人の直接占有下に置かれている運送保険においては、保険の目的物の譲渡により危険状態に変更は生じないので、通知義務を履行しなくても保険者に不利益は生じないこと、保険証券の裏書だけによつては権利の移転及び取得ということ⁽⁵⁵⁾は生じないので保険証券の有価証券性を認めることの意味はないと主張している。

しかし、後者の見解について、次のような疑問が生じないでもない。まず、通知義務を履行しなくても保険者に不利益は生じないとするが、通知義務の目的は、単に危険著増の存否確認及び危険著増に対応する機会を保険者に保障すること⁽⁵⁶⁾ということにとどまらず、保険契約上の権利義務の帰属者の変動を確認する機会をも保険者に保障すること⁽⁵⁷⁾と考へるならば、通知義務を履行しなくても保険者に不利益は生じない⁽⁵⁶⁾ということとはできない。この見解によると、保険者は保険契約上の権利義務の帰属者の変動を確認する機会を有しないことになる。また、この見解は、運送証券の「譲渡とは別に……保険証券だけ」の移転による保険金請求権の移転は認められないと述べているので、⁽⁵⁷⁾保険証券のみの単独譲渡による保険金請求権の譲渡を否定するにとどまるものと思われる。そうであるとする、この見解のもとにおいても、運送証券の譲渡に伴つて保険金請求権が移転する⁽⁵⁸⁾というときのこの移転は、保険証券の裏書と相まって移転するという意味であると考へることもあながち不可能ではないかと思われ。

注

- (1) すなわち、明治期(例えば、青木徹二・商行為論全四〇三—四〇四頁(有斐閣書房、明治三九年)、村上隆吉・最近保険法論全二五—二五三頁(法政大学、明治四一年)、大正期(例えば、松波仁一郎・改正日本商行為法一二九六頁(大正二年)、三浦義道・補訂保険法論一二七頁(巖松堂書店、大正一五年)。但し、青山兼司・保険契約論上巻二二七頁(巖松堂書店、大正九年)は、指図式または無記名式の保険証券の有価証券性を認めていた。)及び昭和前期(例えば、水口吉蔵・保険法論二八一頁(清水書店、昭和二年)、松本丞治・保険法九三頁(中央大学、昭和三年)、田中耕太郎・保険法講義要領六一頁(昭和一〇年)。但し、岡野敬次郎・商行為法及保険法四九一頁(有斐閣、昭和三年)は、「指図式の保険証券」の有価証券性を認めていた)においては、有価証券性は否定されていたが、昭和一〇年代の半ば以後においては有価証券性を認める学説が支配的となった(田辺康平「学説一〇〇年史・商法」『保険法』「ジュリスト四〇〇号記念特集・学説百年史」一一九—一二〇頁、一二二頁も参照)。大審院昭和一〇年五月二二日第三民事部判決(民集一四卷一四九三頁)は、「疑能ハスト雖モ」と述べた¹⁾も、有価証券性を否定してゐる。
- (2) V. Ehrenberg, Versicherungsrecht 1893, S.472.
- (3) O. Hagen, Versicherungsrecht, in: Ehrenberg, Handbuch des gesamten Handelsrechts, Bd. 8, 1. und 2. Abteilung 1922, S.385.
- (4) 松波・前掲一二九六頁。
- (5) 野崎隆幸・保険契約法論八九頁(大同書院、昭和一年)、西島弥太郎「積荷保険証券を中心とする若干の問題」『民商法雑誌三九卷一・二・三号三三一頁。
- (6) 西島・前掲三三二—三三三頁参照。
- (7) W. Koenig, Schweizerisches Privatversicherungsrecht 1967, S.79—80.
- (8) P. Skoufis, Der Versicherungsschein und Rechtsgeschäfte über die versicherte Sache oder über die Versicherungsforderung, Versicherungsrecht 1964, S.492.
- (9) 田中(耕)・前掲六一頁。青山兼司「保険証券と流通証券」『法学新報二〇卷一—九六一—九七頁も、要因性のゆえに流通証券とはいえないと述べてゐる。
- (10) G. Hagen, Kommentar zum Deutschen Reichsgesetz über den Versicherungs-Vertrag 1908, S.338—339.

- (11) 小町谷操三・判例民法法昭和一〇年度二四七頁、同・海上保險法總論二、四四六頁（岩波書店、昭和一九年）、野津務「指
式保險証券に就て」法学新報四六卷一—三五頁。
- (12) 伊澤孝平「保險証券及び保險引受書に就いて」法学七卷六号三九頁。
- (13) 鈴木竹雄・前田庸補訂・手形法・小切手法（新版）二二頁參照（有斐閣、平成四年）。なお、青山・前掲保險契約論二二八
頁參照。
- (14) 朝川伸夫・保險法六四—六五頁（中央大学、昭和二七年）。
- (15) 石井照久・商法における基本問題一〇三—一〇四頁（勁草書房、昭和四二年）、同・商法II三八八頁（勁草書房、昭和三年）。
- (16) 青山・前掲保險契約論二二八頁、Ehrenberg a. O. S. 473も、抗弁の制限という、有価証券に特有な実体的効力は保險証
券には認められないとして、その有価証券性を否定している。
- (17) 有価証券の流通機能が重要であることはいうまでもないが、それは絶対的目的ではなく、他の機能も無視することはでき
ない（西原寛一「有価証券の概念と証券の流通性」法学雜誌四卷三・四号二七三—二七五頁、同・商行為法一〇三頁（有斐
閣、昭和四二年））。
- (18) なお、無因証券の根拠は人的抗弁の制限が生ずる点にあるが、要因証券のうちでも文言性が認められる証券は、部分的に
無因証券化されている（鈴木〓前田・前掲二四頁（一七））。
- (19) 朝川・前掲六四—六五頁、近藤民雄・損害保險研究一卷二—三四五頁、鈴木竹雄・新版商行為法・保險法・海商法、全訂第
一版八五頁（一）（弘文堂、平成二年）。
- (20) 小町谷・前掲判例民法法二四七頁、同・前掲海上保險法總論四四六頁、小町谷操三〓田辺康平・商法講義保險法五六頁（岩
波書店、昭和一九年）。
- (21) 鳩山秀夫・増訂改訂日本債權法（總論）三七一頁（岩波書店、昭和八年）、我妻栄・新訂債權總論（民法講義IV）五六〇頁
（岩波書店、昭和四〇年）、於保不二雄・債權總論二九五頁（有斐閣、昭和四〇年）、林良平〓石田喜久夫〓高木多喜男・債權
總論（改訂版）四七六頁（青林書院、一九八七年）。
- (22) そこで、青山・前掲保險契約論二二七頁も「保險契約二卒由」する抗弁（Ehrenberg a. O. S. 472も「法律行為（Rechtsgeschäft）
にもとづく」抗弁としている。岡野・前掲四九一—四九二頁も「証券ノ性質」より生じた抗弁ではないとし、民法四七二条の
適用を否定している。

- (23) 被保険利益の主体と保険金請求権の帰属者の分離は認められないという見解に従うならば、保険証券に保険金請求権が示されていない無記名式保険証券の発行は認められないことになる(岡野・前掲四九一頁)。
- (24) 松波・前掲一二九五頁。
- (25) 青山・前掲保険契約論二二七頁、三二二頁、同「保険証券」末弘巖太郎Ⅱ田中耕太郎編・法律学事典第四卷二五二二頁(岩波書店、昭和一年)。
- (26) 米谷隆三「指図式保険証券の裏書」民商法雑誌二卷六号七九一八〇頁。
- (27) 大森忠夫・保険法(補訂版)一七五頁(有斐閣、平成二年)。
- (28) 田中誠Ⅱ原茂太一・新版保険法(全訂版)二〇八頁(千倉書房、昭和六二年)。
- (29) 小町谷・前掲海上保険法総論六三四頁、小町谷Ⅱ田辺・前掲八七頁。
- (30) 野津・前掲三五頁、同・新保険契約法論一七七頁(中央大学、昭和四二年)。
- (31) そこで、野津・前掲法学新報三六頁は、端的に、単独譲渡を認めても弊害は生じないと述べている。
- (32) 野津・前掲新保険契約法論三六二—三六七頁、伊澤・法学七卷八号一四三頁、同・保険法一三五頁(青林書院、昭和三三年)。そこで、伊澤教授は、被保険利益が客観的に存在している以上、妻所有の財産について夫を被保険者とした保険契約も有効であるとする。しかし、その理由づけに対しては疑問が提示されている(田辺康平・保険判例百選三三頁、坂口光男・損害保険判例百選一一頁)。
- (33) 野津・前掲法学新報三六頁。
- (34) そこで、田辺康平「被保険利益を伴わない未必的保険金請求権の処分」福岡大学創立二五周年記念論文集法学編一三五頁以下、小町谷Ⅱ田辺前掲八七頁注三は、保険金譲受人に利得を生じないような制限を付してのみ権利の移転が認められるとする。
- (35) 野津・前掲法学新報三七頁、伊澤・前掲保険法一〇四—一〇五頁。被保険利益の帰属主体である被保険者が何人であるかということが保険者にとって重要性を有するのは、保険の目的物の管理との関係においてであるとされる(伊澤・前掲法学七卷六号四二—四三頁)。
- (36) Ehrenberg, a.a.O. S.472; Ritter-Abraham, Das Recht der Seeversicherung, Bd. 1, 1966, S.289.
- (37) 岡野・前掲四八九頁。なお、保険者の給付は、将来の不確定な事実の発生に依存し、また保険契約者の種々の義務によつ

- て条件づけられているので、市場価格 (Marktpreis) は形成されえず、保険証券は流通証券とはなりえない (W. Lewis, *Lehrbuch des Versicherungsrechts* 1889, S.171)。これに対し、保険事故の発生が確定している生命保険では、保険金請求権は当初から資本価値 (Kapitalwert) を有する (R. Müller-Erzbach, *Deutsches Handelsrecht* 1969, S.756)。
- (38) 注釈民法(4)総則(4)三三四頁(金山正信筆) (有斐閣、昭和四二年)、西沢修「期待権」末川博編・民事法學辞典上巻三三五頁(有斐閣、昭和四八年)。
- (39) 於保不二雄・財産管理權論序說三一九頁參照(有信堂、昭和一九年)。
- (40) 野津・前掲法學新報三九一四〇頁。
- (41) 小町谷・前掲海上保險法總論四四八頁。
- (42) 小町谷・前掲海上保險法總論六三四一六三五頁、大森・前掲一七五頁。
- (43) 小町谷・前掲海上保險法總論六三四頁。
- (44) 石井・前掲商法II二九九一三〇〇頁、同・前掲商法における基本問題九四頁(2)、石井照久・鴻常夫・海商法・保險法一七九一八〇頁(勤草書房、昭和五年)。もっとも、石井照久・海上保險法三二頁(日本評論社、昭和一七年)は、流通性を認める實際上の必要を理由として、有価証券性を肯定していた。
- (45) 石田満・商法IV(保險法)(改訂版)一〇二頁(青林書院、一九九七年)。
- (46) 前田庸・保險判例百選四九頁。
- (47) 西島梅治・保險法(第三版)八〇頁(悠々社、一九六八)。それゆえ、對抗要件不要説が有価証券性の否定説に結びつくとする見解(大森・前掲一四五頁(十一)は「不正確である」ということになる(西島(梅)・前掲八二頁(11))。
- (48) そこで、せいぜい對抗要件の具備を要しないというかぎりでのみ有価証券性が認められると解する(龍田節・損害保險判例百選三九頁。傍点は筆者)のが妥当であろう。
- (49) 野津務「保險の目的の讓渡—石田助教の論文に寄せて—」損害保險契約の基本問題・今村有博士古稀記念論文集一四一—一五頁(損害保險事業研究所、昭和四二年)。大森・前掲一四五(一一)も參照。
- (50) Ehrenberg, a.a.O. S.473a. 指図文句は、単に、すでに行われた讓渡の証明を、容易ならしめる機能しか有しないとす(傍点は筆者)。
- (51) 西島(梅)前掲八〇頁。なお、ドイツ商法三三三條一項は、運送保險証券は、指図式である場合には、裏書によって讓渡することができること、三六四條一項は、証券から生ずる一切の權利は裏書によって移転すると定めている。そこで學説は、指図

式保険証券は真の有価証券 (Echte Wertpapiere) であり、保険契約にもとづく権利は保険証券の裏書によって譲渡されと解してゐる (E. Bruck, Das Privatversicherungsrecht 1930, S. 223; J. Gierke, Versicherungsrecht, Bd. 2, 1947, S. 148; E. Hofmann, Privatversicherungsrecht, 3. Aufl. 1991, S. 73-74; A. Richter, Privatversicherungsrecht 1980, S. 103)。これに対し、H. Eichler, Versicherungsrecht 1976, S. 185-186 は、ドイツ商法三六二条二項によつて運送保険証券が保険金請求権を担つて有価証券となること(1)とはなく、依然として証拠証券にとどまるので、裏書によつて保険金請求権は譲渡されない主張している。

(52) 西島(梅)・前掲二一九—二二〇頁、石田・前掲一五二頁。なお、保険の目的物の譲渡についての通知により、保険金請求権の譲渡についての対抗力が生ずる(田辺康平Ⅱ坂口光男編・注釈住宅火災保険普通保険約款一五三頁(坂口光男筆(中央経済社、平成一〇年))。

(53) 西島(梅)・前掲八〇頁。

(54) 保険の目的物の譲渡のときの通知義務(例えば、住宅火災保険普通保険約款の八条)は、指図式保険証券が発行されているときは、保険者の免除により、履行することを要しないとされている(島十四郎「保険証券—指図式運送保険証券—の有価証券性」石井照久先生追悼論文集・商事法の諸問題二四八頁参照(有斐閣、昭和四九年))。

(55) 石田・前掲一〇三頁、島・前掲二四八頁、二五〇—二五一頁。

(56) 西島(梅)・前掲二一九—二二〇頁、Skoufs, a. O. S. 493.

(57) 石田・前掲一〇二頁。

三 有価証券性肯定説

一 いうまでもなく、ある証券が有価証券であるか否かを判断するための基準は、証券の作成者が証券に権利を表章せしめる意思で証券を作成したか否かという証券作成者の意思⁽¹⁾、証券が取引社会において権利を表章する証券として授受されているか否か、証券の授受による権利の移転がその権利の性質に反しないか否か、証券による権利流通の

助長が取引の必要に合致するかという、実質的な点に求められる。⁽²⁾ それゆえ、有価証券に認められる証券の決定力を認める必要がある。有価証券性を肯定すべきであるという考えが仮に存在するとするならば、それは考え方として逆ではないかと思われる。

そして、右で述べた基準に従うならば、有価証券性が問題となるのは、流通証券上の目的物についての保険について発行された積荷保険証券に限られることになる。⁽³⁾ そして、積荷保険証券は、常に指図式であり、船荷証券とともに裏書によって譲渡されていること、保険者も取引上の必要に応ずるため保険金請求権を表章するものとして指図式保険証券を発行しているということをもとにして、⁽⁴⁾ その有価証券性が肯定されている。⁽⁵⁾

二 保険証券の有価証券性が肯定されるとしても、無条件で、すなわち単独でも肯定されるか否かということである。ところで、被保険利益の移転を伴わずに保険金請求権のみを単独に譲渡することは不可能ではないとしつつも、⁽⁶⁾ 運送証券の移転を伴わない保険証券のみの単独譲渡は認められず、⁽⁷⁾ 保険証券が運送証券と一体をなして流通している場合に限って、保険証券の有価証券性が認められるとされている。その理由として、保険証券によって保険金請求権に単独で流通させる要請ないし必要性は認められないこと、⁽⁸⁾ 保険金請求権の単独処分を促進し、債権譲渡の對抗要件に関する民法四七条の規定の適用を排除する必要性は一般に認められないこと、⁽⁹⁾ さらに、故意による保険事故招致という弊害を防止する必要があるという、⁽¹⁰⁾ 必要性の欠如と弊害防止の必要性が述べられている。そこで、以下において、右の見解について吟味・検討を加えることとする。

まず、運送証券の譲渡を伴わない保険証券のみの単独譲渡は、その必要性が乏しく、またその流通は至難であるとしても、⁽¹¹⁾ そのために保険証券自体の有価証券性を否定すべきであるか否かということである。必要性の有無と有価証券性が認められるか否かとは別個の問題であると考えられるからである。また、保険事故招致の弊害ということが述

べられるが、運送保険における保険の目的物は運送人の直接占有下に置かれているので、保険金請求権の譲受人による保険事故招致ということは一般的に考えられない。⁽¹²⁾ そうであるとすれば、むしろ、保険証券上の権利は、保険の目的物についての被保険利益に生じた損害に対する填補請求権であるかぎり、保険証券上の権利は被保険利益と分離しては認められないと述べれば足りるのではないかと思われる。いずれにせよ、保険金請求権の単独譲渡は認められるか否か、及びその理由について、今後なお検討の余地がある。

三 (1) 有価証券制度は、証券に権利を結合させて権利の流通性を促進するという必要性に応ずるものであり、このため、有価証券には、一般の指名債権の譲渡と比較して、権利譲渡手続を容易化ならしめる機能と、権利譲渡の効力を強化ならしめるという機能が存する。前者は、對抗要件具備手続（民法四六七条）の不要性に、後者は、権利者の推定による権利行使の容易化、証券の善意の取得者保護（善意取得、人的抗弁の制限等）に、それぞれ現われている。⁽¹³⁾

また、有価証券制度においては、証券に権利が結合されている結果として、証券が権利の所屬を決定するという機能を有する。すなわち、第一に、証券の所持人が権利者と認められ、権利の証明なくして権利の行使が可能であり、第二に、債務者も証券の所持人に弁済すれば免責されることになる（有価証券の積極的作用）。また、これと反対に、証券を所持しない者は権利者と認められないので、第一に、証券を所持しない者は権利を証明してもそれだけでは権利の行使はできず、第二に、したがって、証券を所持しない者による抜け駆け的な権利行使によって権利者の権利が害されるということが防止される（証券の安全機能）ことになる（有価証券の消極的作用）。⁽¹⁵⁾ 有価証券には、右で述べたような機能ないし決定力が認められる。

(2) そこで、権利譲渡手続の容易化機能とされる對抗要件の具備の点に着眼して、保険証券の有価証券性を肯定しようとする見解がかつて主張されたことがある。すなわち、この見解は、保険証券の裏書によって保険金請求権が独

立に移転するという意味での保険証券の有価証券性は認められず、むしろ保険の目的物に随伴して保険金請求権が移転されるときに保険証券の裏書によって対抗要件が具備されるという意味での保険証券の有価証券性（民法四六九条に規定されている有価証券の例として）が認められると解していた。⁽¹⁶⁾そこで、以下において、この見解について吟味・検討を加えることとする。

第一に、この見解は、保険金請求権は裏書によって移転するのではないが、裏書によって対抗要件が具備されるとしているの、裏書による対抗要件具備の対象となつていて保険金請求権は裏書によって移転したものではないという考えに立っている。しかし、このように考えることが果して妥当であろうか。むしろ、裏書によって移転した保険金請求権について裏書が対抗要件となると考えるべきではあるまいか。第二に、なるほど、債務者が指図式証券を発行するのは、民法四六七条の適用を排除するという意思を表明するところ⁽¹⁷⁾にその本質があり、また、対抗要件具備を免除するという趣旨で指図式証券が発行される⁽¹⁸⁾といわれているように、裏書によって対抗要件が具備されるといふ点に、有価証券の一つの大きな特質が認められる。問題は、保険証券を、裏書は単なる対抗要件にとどまると定めている民法四六九条の指図債権の例として掲げることの当否である。一般的に指摘されているように、指図債権も証券的債権である以上、その譲渡は指名債権の譲渡と同じく単なる意思表示だけで効力が生じ証券の裏書は対抗要件にとどまるとすることは、証券的債権の本質に反する。そこで学説は、民法四六九条の規定を修正して解釈するか、当事者の意思は証券の裏書によって譲渡の効力が生ずる趣旨とみるべきであるとか⁽¹⁹⁾指図債権には本条の規定を適用すべきでないとか⁽²⁰⁾本条を実質的に無視すべきであると主張している。また、このような指図債権は実際界においても発行されていないといわれている⁽²¹⁾。それにもかかわらず、何故に保険証券をあえてこのような指図債権の例として掲げているのか、理解に苦しむといわざるをえない。

(3) そこで、有価証券の決定力に着眼して、保険証券の有価証券性を肯定しようという見解が主張されている。すなわち、保険証券の有価証券性が認められるならば、保険証券に、保険金請求権所屬の決定力及び保険証券の記載に決定力が認められること、あるいは、これらの決定力を認める必要から保険証券の有価証券性を認める必要があるとされる。これを具体的に述べるならば、保険証券の有価証券が認められると、有価証券の積極的作用によって保険金請求権の行使が容易となり、有価証券の消極的作用によって保険証券を所持しない者による抜け駆けの権利の行使から権利者の権利の安全が図られる⁽²³⁾。また、保険証券の有価証券性が認められるならば、保険金請求権の性質から生ずる抗弁を除いて保険証券の記載に決定力が認められ、有利であるとされる⁽²⁴⁾。

保険証券の有価証券性が認められるならば、証券法理が適用される結果として、保険証券に、保険金請求権の帰属及び内容についての決定力が認められることはいうまでもないことであり、それゆえ、そのことを取り立てて述べるまでもないことではある⁽²⁵⁾。

四 最後に、保険証券が運送証券と一体をなして流通している場合に限って、その有価証券性が肯定されるとする見解に従うと、このような保険証券をどのような性質の有価証券と解し、これをどのように評価するかということが問題となる。

まず、この場合の保険証券は、有価証券というよりも「有価証券的性質」を有するもの⁽²⁶⁾。「制限の有価証券」⁽²⁷⁾あるいは、「ある範囲において……有価証券的性質」を有すると述べられている⁽²⁸⁾。また、運送証券と一体をなしていない保険証券は、単独では有価証券に認められる機能を有しないことから、有価証券性を認めることは「ほとんど無意味」である⁽²⁹⁾という評価がなされている。そこで、このような性質を有するものとされ、またこのような評価がなされている保険証券を有価証券法の体系内にどのように位置づけるかということが問題となる。

いうまでもなく、法体系は上下の階層をなしており、有価証券の内部においても、完全形態のものから不完全形態のものに至るといふように階層性が存在している。その際、不完全形態の有価証券を有価証券法の体系から排除するのではなく、有価証券法の体系内に位置づけたいのでその特殊性を吟味することが必要である。⁽³⁰⁾ そうであるとするならば、ここでは、右で述べたこととは異なり、有価証券の内部における証券の階層性となっているのではないが、右で述べたことの趣旨に従い、運送証券と一体となつてのみ有価証券性が認められる保険証券も、これにどのような表現を与えるかはともかくとして、有価証券とし、有価証券法の体系内に位置づけることはあながち困難ではないと思われる。そこで、保険証券は、一般の有価証券と比較して、有価証券の概念・機能及び有価証券法理の適用等に関し、どの点において共通性と特殊性が認められるかということを具体的に吟味・検討することが必要であり、それが今後の課題であるように思われる。⁽³¹⁾

注

- (1) なお、証券作成者の意思として、本文中で述べたことと関連して、民法四六七条の適用を排除しようとする意思（大森・前掲一四一頁）、對抗要件の具備を免除しようとする意思（田辺康平・新版現代保険法一〇九頁（5）（文眞堂、平成七年））も考えられる。
- (2) 小町谷・前掲海上保険法総論四三六頁、小町谷・田辺・前掲五六頁、伊澤・前掲法学七卷五号二九—三〇頁。そこで、大森忠夫「指図式保険証券の裏書」法学論叢三三卷五号八七〇頁は、本文中で述べた、証券による権利流通の助長の必要性は認められないとして、保険証券の有価証券性を否定していた。
- (3) 小町谷・前掲海上保険法総論四三八—四四五頁、伊澤・前掲法学七卷六号四三頁。そのかぎりにおいて、前述した大審院昭和一〇年の判決が「船舶保険証券」の有価証券性を否定したのは妥当である（前田・前掲四九頁）。
- (4) 小町谷・前掲海上保険法総論四四一—四四二頁。
- (5) 有価証券性が認められないと、保険証券の所持人は、保険者から支払いを受けられないばかりか、支払いを受けた保険金を保険証券の譲渡人に引渡すことを要することになる（野津・前掲新保険契約法論一七七頁）。

- (6) 大森・前掲保險法一四一頁、西島(梅)・前掲七九頁。
- (7) 石井Ⅱ鴻・前掲一七九頁、大森・前掲保險法一四一—一四三頁、田辺・前掲現代保險法一〇九頁、西島(梅)・前掲七九頁。
- (8) 石井・前掲商法Ⅱ二九九頁、石井Ⅱ鴻・前掲一七八—一八〇頁、大森・前掲保險法一四一頁。
- (9) 西島(梅)・前掲七九頁。
- (10) 石井・前掲商法Ⅱ二九九頁、石井Ⅱ鴻・前掲一七九頁、西島(梅)・前掲七九頁。
- (11) 小町谷Ⅱ田辺・前掲五六—五七頁三。
- (12) 伊澤・前掲保險法一〇四—一〇五頁、野津・前掲法學新報三七頁、石井Ⅱ鴻・前掲一七九頁。
- (13) 田辺・前掲現代保險法一〇九頁。
- (14) 鈴木・前掲手形法・小切手法九—一〇頁、前田庸・手形法・小切手法二二—三四頁(有斐閣、一九九九年)。
- (15) 鈴木・前掲手形法・小切手法一〇—一二頁。なお、權利讓渡手續の簡易化、善意の証券取得者の保護は、流通証券としての有価証券の機能であり、債務者保護、債権者の安全確保は、呈示証券としての有価証券の機能でもある(H. Langenberg, Die Versicherungspolice 1972, S. 38.)。
- (16) 石井・前掲商法Ⅱ二九九頁、石井Ⅱ鴻・前掲一七九頁。
- (17) 大森・前掲保險法一四一頁。
- (18) 田辺・前掲現代保險法一〇九頁(5)。
- (19) 我妻・前掲五五九頁。
- (20) 於保・前掲債權總論二九三頁。
- (21) 升本喜兵衛「裏書」末川博編・前掲民法學辭典上卷八四頁。
- (22) 升本・前掲八四頁、石井・前掲商法における基本問題九四頁(2) 参照。
- (23) 西島(梅)・前掲八〇頁、鈴木竹雄編「保險証券」新法學演習講座商法下卷二二五頁(青林書院、昭和三四年)。
- (24) 鈴木竹雄・前掲商行為法・保險法・海商法八五頁、同編・前掲新法學演習講座二二五頁。
- (25) なお、ある証券が有価証券と認められるか否かは、有価証券としての基準ないし要件を充たしているか否かによる。それゆえ、鈴木・前掲商行為法・保險法・海商法八五—八六頁が、決定力を認める必要があるので有価証券性を認めるべきであると述べているのは、考え方としては逆ではないかと思われる。
- (26) 田辺・前掲現代保險法一〇九頁(4) 参照。

- (27) 石田・前掲一〇四頁(2)。
 (28) 中西正明「保険証券」基本法コンメンタール〔第三版〕商法総則・商行為法二四四頁(日本評論社、一九九一年)。なお、本文中で用いられている表現は、その意味及びそのような証券の有価証券法体系への位置づけ等に関しては、必ずしも明らかではないように思われる。
- (29) 岩崎稜「保険証券の有価証券性」ジュリスト商法の争点II二六九頁(有斐閣、平成五年)。
 (30) 西原・前掲法学雑誌三七四頁参照。
 (31) 大森・前掲保険法一四一頁は、保険証券が有価証券であるか否かを抽象的に議論するよりも、有価証券に認められる諸々の効力の有無を、保険証券について具体的に検討すべきであると述べているが、本文で述べたことは、その趣旨においてこれと相通するものと思われる。

四 むすび

われわれは、以上において、指図式保険証券の有価証券性をめぐる議論について吟味・検討を加えた。これを要約して述べると、次のようにいうことができるであろう。

まず、従来の通説は、保険証券の有価証券性を否定する理由として、いずれかといえば保険証券ないし保険金請求権の特殊性に着眼していたということが出来る。そして、そこで述べられていることは、単に保険証券の有価証券性自体の問題にとどまらず、保険法の基礎法理に関して再検討の必要を迫まる契機をも含んでいる。ところが、従来の通説においては、例えば、不要因でない証券を有価証券から排除するところにもみられるように、有価証券の意義の理解において決定的な誤りをおかしているという点があった。他方、商法六五〇条の解釈において保険金請求権移転についての對抗要件具備不要説に立って、保険証券の有価証券性を否定する近時の学説には、對抗要件具備の

不要と有価証券性否定という、異質的な別個の問題をあえて結びつけていたところに問題がある。

これに対し、有価証券性肯定説は、ある証券が有価証券であると判断されるための基準をまず示し、この基準を充たす保険証券を有価証券と解するという見地から出発している。従来の通説には、このような観点は欠けていたといつてよい。しかし、すでに指摘したように、有価証券性肯定説にも、なお検討を要するいくつかの基本的で重要な課題が残されている。その中でもとくに重要と思われる課題は、運送証券と一体となつてのみ有価証券性が認められるとされる保険証券をどのような有価証券と位置づけ、これをどのように評価するかということである。そこで、保険証券を有価証券法の体系内において、有価証券法理の観点からその特殊性を具体的に吟味することが今後の検討課題であるように思われる。